

特定調達品目検討会専門委員会における検討内容等について（案）

．特定調達品目検討会専門委員会について

1．設置目的

グリーン購入法に基づく特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加に関する検討の参考とするため毎年度実施している提案募集（本年度は6月3日～6月28日の期間で実施）に加え、重点的な検討が必要な事項について専門委員会を設置し、検討を進めることとしている。

本年度は、平成24年度の第3回特定調達品目検討会において提案・合意された、重点検討事項候補（案）¹の中から、以下の2つの専門委員会を設置することとした。

2．設置専門委員会

（1）開催予定等

重点検討事項に係る設置専門委員会及び座長は、以下のとおり。

特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会 （座長）安井委員

古紙の定義等に係る専門委員会 （座長）岡山委員

専門委員会への参画メンバーについては、当該品目に関する有識者、関連の業界団体等の中から、座長及び関係する府省庁と協議の上、選定を行うとともに、第1回専門委員会を以下の日程で開催した。

第1回特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会（平成25年7月26日）

☐ 専門委員会における検討内容等について

☐ 検討スケジュールについて

第1回古紙の定義等に係る専門委員会（平成25年7月18日）

☐ 専門委員会における検討内容等について

☐ 古紙の定義・考え方等について

☐ 検討スケジュールについて

（2）専門委員会委員

専門委員会の委員については、以下のとおり（五十音順・敬称略）。

¹ 重点検討事項候補（案）として、特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討、古紙等の定義に係る検討、再生プラスチックに係る検討及び配慮事項に係る検討の4事項を提案した。

特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会

乙間 末廣	北九州市立大学国際環境工学部教授
田原 聖隆	独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門 社会と LCA 研究グループ長
橋本 征二	立命館大学理工学部環境システム工学科教授
原田 幸明	独立行政法人物質・材料研究機構特命研究員
平尾 雅彦	東京大学大学院工学系研究科教授
(座長) 安井 至	独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

古紙の定義等に係る専門委員会

殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会業務推進部副部長
(座長) 岡山 隆之	東京農工大学大学院農学研究院環境資源物質科学部門教授
大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事・環境委員長
上河 潔	日本製紙連合会常務理事
木村 重則	公益財団法人古紙再生促進センター専務理事
栗原 正雄	全国製紙原料商工組合連合会理事長
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
千葉 徳聰	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 複写機・複合機部会部会長

・特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会

1．検討の目的

特定調達品目の追加・見直しについては、基本方針に定められたとおり、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとされており、特定調達品目検討会における検討結果を踏まえ、適切に実施してきたところである。

これまでは、特定調達品目の追加や削除（対象範囲を含む。）、判断の基準等の見直し等については、環境負荷低減効果の確認を前提として、国等の機関の調達量、市場動向、政策的な側面等から個別の品目ごとに検討を実施してきた。他方、グリーン購入法が平成 13 年 4 月に全面施行されてから平成 25 年度で 13 年目を迎えることなり、特定調達品目は、当初の 14 分野 101 品目から平成 25 年度には 19 分野 266 品目と品目数で 2.6 倍超となっている。これらの品目の中には、法施行初期段階において判断の基準等が設定され、その後見直しが行われていない品目もあることから、品目の特性に応じた原則的な見直し期間や、既に十分に普及し、通常品となった品目の特定調達品目からの削除を含めた品目の追加・見直しに関する考え方について整理を行い、今後の検討のための指針の一つとすることが必要と考えられる。

他方、今後国等の機関においてグリーン購入を進めるに当たって環境政策面や戦略面から重視すべき観点及びその対応方針を検討の上、その結果を品目の追加・判断の基準等の見直しの具体的な方策・手続等へ反映することも極めて重要と考えられる。

このため、今後のグリーン購入法のあり方を含め、特定調達品目の追加・見直しの考え方に係る検討を専門委員会における重点検討事項として選定した。なお、併せて品目間の判断の基準等に係る表現の整合についても検討を実施するものとする。

2．検討の方法等

（１）専門委員会の設置

特定調達品目検討会の下に「特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会」を設置し、専門的な調査・検討を実施する。なお、検討結果（平成 26 年度以降の基本方針の見直しや運用に反映すべき内容については中間的な検討状況）を 10 月に開催予定の第 2 回特定調達品目検討会に報告する。

（２）検討成果

特定調達品目及びその判断の基準等の追加・見直しに関する原則的な考え方（個別品目又は類似品目）について検討を行い、今後の品目の追加・削除、判断の基準等の見直しに活用するための目安（指針）とする。

また、今後のグリーン購入法のあり方については、本年度内にとりまとめ可能な事項については、平成 26 年度の基本方針の改定や制度運用に反映することとする。さらに、

中長期的に検討が必要な事項については、次年度以降も、継続して検討を行うものとする。

3．検討の内容

(1) グリーン購入法のあり方

これまでの国等の機関におけるグリーン購入への取組状況、環境物品等の市場動向、市場のグリーン化や事業者の環境配慮への取組の進展等の現状、さらに、国の環境政策に係る基本計画等²を踏まえ、今後、環境政策面や戦略面から重視すべき観点及びその対応方針、アプローチ等のグリーン購入法のあり方について、比較的短期的に実施すべき事項と中長期的に目指すべき方向性に分けて、検討を実施するものとする。

なお、検討結果（中間的な検討成果を含む。）については、優先順位を設定の上、必要に応じ、基本方針の改定、例年実施している提案募集を含めた制度の運用（重点的に提案を求める事項の提示等）等に可能なものから順次反映を行うものとする。

(2) 目安（指針）の作成方法

特定調達品目の追加・見直しの検討に当たって、現段階においては、概ね以下の方法により調査・検討を行うものとし、調査・検討結果を踏まえ、その考え方の整理、目安（指針）のとりまとめを実施する。なお、上記（1）のグリーン購入法のあり方検討のうち、短期的に実施可能な事項については、本年度の目安（指針）のとりまとめに逐次反映することとする。

特定調達品目に係る判断の基準等の分類

現行の特定調達品目に係る判断の基準等については、様々なライフサイクル段階・環境負荷項目について設定されている。しかしながら、判断の基準や配慮事項の設定されている項目数やレベルは品目によって差異がある。このため、昨年度のプレミアム基準策定ガイドラインの検討において実施した、環境政策に対応した判断の基準又は配慮事項の設定状況（設定の有無、設定レベル、設定の必要性等）に係る評価を参考とし、現行の特定調達品目に係る判断の基準等の分類を行うものとする（図1、図2は昨年度のプレミアム基準検討委員会提出資料「環境政策別の判断の基準等の設定状況」からの抜粋）。

当該品目又は分類に係る環境負荷低減効果、技術レベルの到達点や今後の技術開発等の見通し等を検討の上、品目又は分類に応じた適切な判断の基準等の見直し期間、品目削除を含めた見直しの考え方の整理を行う。

² 第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）、循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）、生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定）等

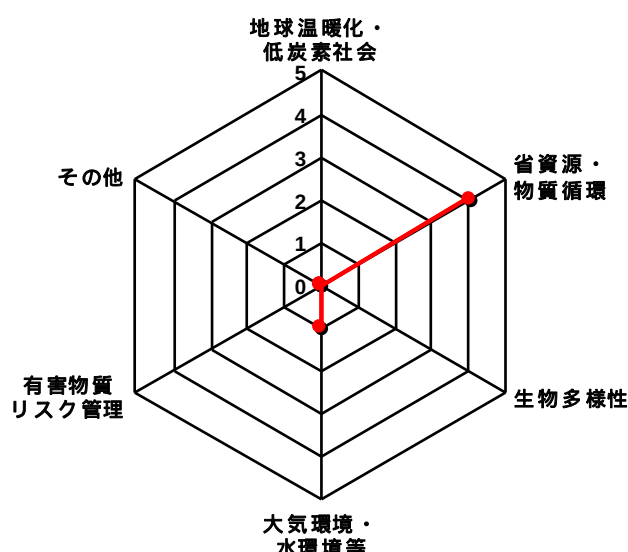
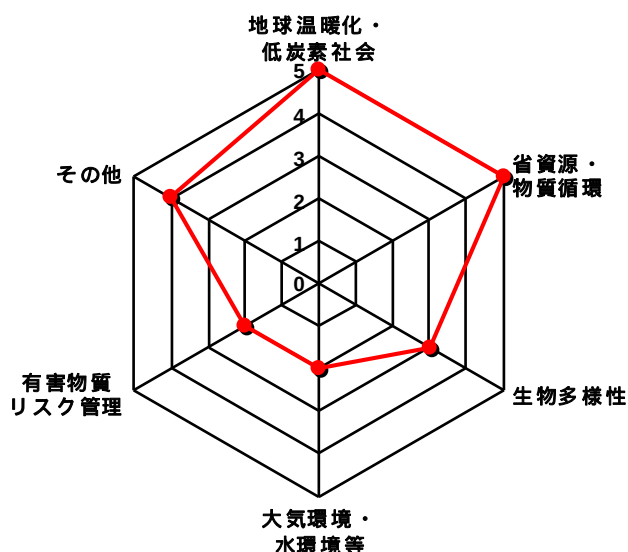


図1 コピー用紙に係る判断の基準等の評価例 図2 プラ製文具に係る判断の基準等の評価例

既存環境ラベル、関連制度等の調査

現行の特定調達品目に係る判断の基準は、その多くが既存の環境ラベル等との整合性を有している。我が国のタイプ 環境ラベルであるエコマークは、グリーン購入法の基準を包含し同等以上の基準となっているものが多く、一部基準の設定がないまたは一部基準が異なる場合を含めるとその数は178品目と全266品目の約2/3にのぼる(平成25年2月閣議決定基本方針)。なお、エコマーク(タイプ 環境ラベル)はISO14024に則って運営されていることから、特定調達品目に係る判断の基準等の検討(環境負荷項目・ライフサイクル段階)に当たり、非常に参考となる環境ラベルである。

また、OA機器や家電製品など、省エネルギー性能が判断の基準となっている品目のうち、エネルギー消費効率に関しては、省エネ法のトップランナー基準または多段階評価基準、国際エネルギースタープログラムの標準消費電力などの基準が判断の基準として適用されている。さらに、グリーン購入法独自の判断の基準として、業界団体等の認定制度・認証制度等を参考に設定されているものもある。

こうした判断の基準等の設定に当たって整合ないし参考としてきた基準・制度等について、最新の知見の収集に努めるとともに、判断の基準等の見直しに当たっての反映手法について検討を実施する。

海外における調達制度・基準、環境ラベル等の調査

欧州(EU)、北米、アジア(中国、韓国等)におけるグリーン調達制度及びその基準設定の考え方等を中心に文献調査(インターネットによる調査を含む)を行い、必要に応じて、当該制度等に関する専門家・学識経験者等へのヒアリングを実施する。また、海外の環境ラベルについては、文献調査をはじめ、タイプ 環境ラベル運営団

体で組織する世界エコラベリング・ネットワーク³（GEN）事務局（エコマーク事務局）等へのヒアリング調査も検討する。主要な調査内容は、次のとおりである。

- 海外の政府機関等におけるグリーン調達制度、プログラム（基準等を含む）に関する調査
- 諸外国の環境規制に係る各種制度の立案・導入状況に関する調査
- 主要なタイプ ラベル、公共部門においてグリーン調達基準等として活用されているラベルに関する調査

なお、本年度改定する基本方針に反映すべき事項と次年度以降の基本方針の改定や検討に活用すべき事項を切り分け、適切に調査を進めることとする。

目安（指針）の作成

上記 ～ の調査・検討結果を踏まえ、物品及び役務に係る特定調達品目について、以下の内容について検討を実施する。

- 追加（又は削除）、判断の基準等の見直しに関する要件の整理
- 原則的な見直し期間（ロードマップの策定等）
- エコマーク等の環境ラベル等を活用した基準策定プロセスの効率化

具体的には、当該品目又は分類の見直し要件の考え方（市場動向・普及状況、エコマーク等環境ラベルや関連制度・施策における基準の設定・見直し状況、国際整合性等）、見直しの検討に当たって把握すべき内容（国等の機関の調達状況、環境負荷低減効果、技術開発動向等）、基準策定プロセスの効率化のための既存環境ラベル等の活用・整合性確保等に関する整理を行い、特定調達品目ごとの見直しのための目安とする。なお、エコマークは商品類型ごとに原則 5 年間（最大 7 年間）の有効期限が定められており、有効期限を迎えた段階で認定基準の見直し等（見直しの必要性の判断を含む）が実施されているところであり、特定調達品目の判断の基準等の見直し期間に関するロードマップの策定に当たって、参考とするものとする。

（３）配慮事項に係る検討との整合

配慮事項については、特定調達品目検討会において、その位置づけが不明確との指摘がなされたことから、将来的な扱いを含めて、その位置づけの明確化を図るとともに、特定調達品目間の記載内容等の整合に係る検討を進めることとし、昨年度から可能な品目について対応を開始したところである。

平成 24 年度の第 1 回特定品目検討会において示したとおり、特定調達品目の判断の基準等の記載内容・様式等の統一化、配慮事項の見直しについては、当該品目の判断の基準等の見直し時点において実施することを原則とするが、これまで判断の基準等の見直しが行われていない品目については、順次対応し、数年程度を目途に必要な品

³ 正会員 26 団体、準会員 3 団体（2013 年 4 月現在）

目の見直しを終了するものとしている。このため、特定調達品目の追加・見直しの考え方については、配慮事項に係る検討との整合を図りつつ、検討を進めることが重要である。

なお、併せて備考についても、品目間のレベルや表現の整合に関する検討を実施し、適宜対応を行うものとする。

(4) 検討に当たっての留意点

上記(1)のグリーン購入法のあり方検討に当たっては、対象となる環境政策に関する専門的な議論や検討を踏まえ進めることが、また、(2)の特定調達品目又は分類別の判断の基準等の追加・見直しに係る目安(指針)の作成方法については、将来的な技術開発動向等の見込みを把握し、検討を進めることが、それぞれ重要であることから、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。

．古紙の定義等に係る専門委員会

1．検討の目的

現行のグリーン購入法の基本方針においては、紙類（紙製品を含む）の判断の基準等に広く採用している古紙及び古紙パルプ配合率に関する定義が明確には示されていない。しかし、制度の運用上は、平成 20 年 1 月に発覚した古紙パルプ配合率偽装問題に対応するため、本検討会においてとりまとめた「古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ⁴（平成 20 年 6 月）」に示されているとおり、古紙の定義は、「再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律 48 号）（現・資源有効利用促進法）」の運用通達（3 生局第 343 号 / 平成 3 年 12 月 24 日）に従っており、いわゆる「工場内損紙」は古紙に含まれないこととされている（表 1 参照）。

また、同とりまとめには、古紙パルプ配合率の定義⁵についても併せて示されている。この古紙及び古紙パルプ配合率の定義については、古紙パルプ配合率偽装問題を受けて日本製紙連合会に設置された古紙配合率問題検討委員会のとりまとめの「再生紙の表示方法について⁶」においても同じ定義を用いることとされており、少なくとも国内の製紙メーカーにおいては、共通の認識となっている。

表 1 古紙の定義（通商産業省（当時）の通達による）

「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの、又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原料として利用することができるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性のあるものをいう。ただし、紙製造事業者の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない。

一方、紙類の輸入量については、全般的にその増加が顕著であり、例えば、グリーン購入法が全面施行された平成 13（2001）年のコピー用紙の輸入量は 201 千トンであったが、平成 24（2012）年には 534 千トンと 2.6 倍以上となっており⁷、平成 24（2012）年のコピー

⁴ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/h20com_r1/main.pdf

⁵ 古紙パルプ配合率 = 古紙パルプ / （バージンパルプ + 古紙パルプ） × 100（％）

ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。

なお、平成 16 年度の特定期間品目検討会において、判断の基準等に採用していた従前の「古紙配合率」から、上記の「古紙パルプ配合率」に変更している。なお、「古紙配合率」は古紙（有姿）の量から算定するため、パルプの歩留が考慮されていない。

⁶ 日本製紙連合会（2008 年 4 月 2 日） <http://www.jpa.gr.jp/file/topics/20080404044926-3.pdf>

⁷ 貿易統計。印刷用紙（特定形状）をコピー用紙として集計

用紙の輸入量 534 千トンを国内メーカーの生産量 787 千トン⁸を加えたコピー用紙全体の 40.1%を占めるに至っている。また、塗工印刷用紙についても同様に輸入量が増加傾向を示しており、平成 13（2001）年の塗工印刷用紙の輸入量 360 千トンが平成 24（2012）年には 977 千トンと 2.7 倍、国内生産量と輸入量の合計に占める輸入量の割合は 6.8%から 21.2%⁹へ伸びている。

現段階においては、グリーン購入法の判断の基準を満たす製品は一部に限られているが、今後、輸入された紙類についても、判断の基準を満たす製品が順次上市されることも想定されることから、早期に古紙及び古紙パルプ配合率の定義を検討し、基本方針に適切に位置づける必要があることから、重点検討事項として選定した。

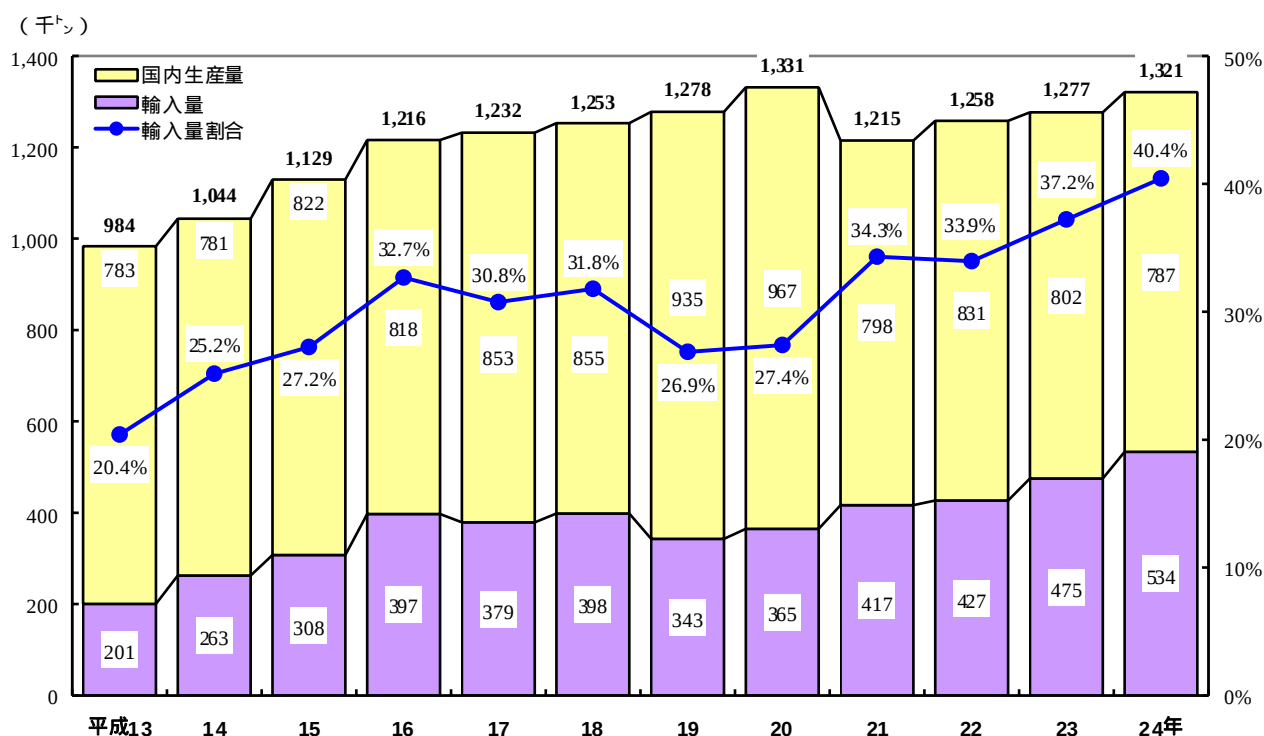


図3 コピー用紙の国内生産量及び輸入量の推移

また、2012 年度経団連規制改革要望（2012 年 9 月 18 日）に掲げられた現行のコピー用紙及び印刷用紙の判断の基準として採用している総合評価値の算出方法の見直し（指標項目の重み付け等）に係る要望¹⁰について、平成 21 年度の総合評価指標導入前後の製紙メーカーの環境配慮への取組状況や特定調達物品等の供給状況等を踏まえ、見直しの必要性を含め、検討を実施するものとする。

⁸ 紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計

⁹ 平成 24（2012）年の塗工印刷用紙の国内生産量は 3,634 千トン

¹⁰ 「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（植林木、国産材、再・未利用材等）利用割合」の重み付けを、森林認証材パルプ利用割合や間伐材パルプ利用割合と同等にすべき

2．検討の方法等

(1) 専門委員会の設置

特定調達品目検討会の下に「古紙の定義等に係る専門委員会」を設置し、専門的な調査・検討を実施するとともに、検討結果を 10 月に開催予定の第 2 回特定調達品目検討会に報告する。なお、総合評価指標に係る検討については、その検討の熟度等を踏まえ、適宜、特定調達品目検討会へ報告するものとする。

(2) 検討成果

グリーン購入法において判断の基準等として設定されている古紙及び古紙パルプ配合率の定義について検討を行い、平成 26 年 2 月に改定する予定のグリーン購入法に係る基本方針に適切に位置づけるものとする。

また、コピー用紙及び印刷用紙に係る総合評価指標の指標項目及び各項目の重み付け等について、見直しの必要性を含め、適切に検討を実施するものとする。

3．検討の内容

(1) 古紙に関する定義について

以下に、古紙の定義として用いられている代表的な例を示す。

これらの定義に加え、諸外国政府機関、海外のタイプ 環境ラベル等の定義を参考として、グリーン購入法における古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義を検討するものとする。

旧リサイクル法（資源有効利用促進法）における定義

旧リサイクル法（資源有効利用促進法）の運用通達（3 生局第 343 号 / 平成 3 年 12 月 24 日）における古紙の定義（表 1）は、前述のとおり。

本定義が現行のグリーン購入法において国内の製紙メーカーとの共通認識となっている定義であり、自社（子会社、グループ会社を含む）の加工工程（一次加工、二次加工とも）から生じる端材等の製紙原料は、損紙として扱っている（他社から発生するものについては古紙）。

その他の規格等における定義

・ JIS における定義

日本工業規格（JIS）の紙・板紙及びパルプ用語（JIS P 0001）において「古紙」は「使用済み又は加工工程から回収した紙又は板紙。再パルプ化して紙又は板紙を製造するときに再利用する（waste paper）」とされている。

また、「古紙パルプ」は「使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ（recycled fiber）」とされている。

・ ISO における定義（リサイクル材料含有率）

ISO14021（JIS Q 14021）においては、「リサイクル材料含有率（recycled content）」を以下のとおり定義している。

「製品又は包装中に含有するリサイクル材料の質量比。プレコンシューマー材料及びポストコンシューマー材料だけをリサイクル材料とみなさなければならない。」なお、これらの材料は、次の用語の定義による。

プレコンシューマー材料

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く¹¹。

ポストコンシューマー材料

家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザーとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには、流通経路から戻される材料を含む¹²。

・ 米国 RMAN¹³ の定義¹⁴

使用済み古紙（ポストコンシューマー）

消費材として最終使用を経て小売店、オフィスビル、家庭などで発生する紙、板紙および紙でできたもの。

- 使用済みの段ボール箱、古新聞、古雑誌、ミックス古紙、タブレッティングカード
- 都市ごみに含まれており、回収されたすべての紙、板紙および紙でできたもの

産業古紙

- 紙・板紙の仕上げ工程で発生する紙・板紙（巻き取りまたは平版にする工程で発生する裁断くず及び裁ち落としなど）および印刷、裁断、成型、その他紙加工工程で発生する封筒裁落、製本断裁などの紙及び板紙、袋、段ボール製造工程で発生する裁断、紙管残紙、包装、未使用の紙
- 紙・板紙工場、流通業者、小売業者、取扱業者、印刷会社、加工会社の在庫から発生する紙および板紙

¹¹ Material diverted from the waste stream during a manufacturing process. Excluded is reutilization of materials such as rework, regrind or scrap generated in a process and capable of being reclaimed within the same process that generated it.

¹² Material generated by households or commercial, industrial and institutional facilities in their role as end-users of the product which can no longer be used for its intended purpose. This includes returns of material from the distribution chain.

¹³ Recovered Materials Advisory Notice

¹⁴ 資料：古紙再生促進センター「古紙ハンドブック 2010」

工場損紙

製紙工場の製紙工程で発生するあらゆる紙で、通常、パルパーに戻される。工場損紙は、古紙には該当しない。

(2) 総合評価指標に係る検討について

総合評価指標の指標項目及び各項目の重み付けについては、総合評価指標導入後の各製紙メーカーの環境配慮の取組状況（森林認証材や間伐材の使用状況等）の検証とともに、特定調達物品等の供給状況及び製品の内訳等の実績の把握を行い、適切に検討の上、見直しの必要性の判断を行うものとする。

(3) 検討に当たっての留意点

古紙の定義等の検討に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 定義については、内外無差別の考え方を原則としつつ、製紙業界（国内外メーカー）や古紙業界、林業関係者等の利害関係者間における十分な議論が必要
- 利害関係者間の調整に向けて、検討状況に応じた専門委員会の適切な開催（追加開催等）、個別ヒアリングの実施等を考慮
- 損紙の扱いに関する検討¹⁵が必要
- 総合評価指標に係る検討については、市場動向や環境負荷低減効果とともに、社会的な反響にも配慮
- エコマーク認定基準との整合性の確保に配慮

(4) ヒアリング等

専門委員会における検討状況を踏まえ、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等へのヒアリングを実施し、検討に反映させることとする。

¹⁵ 製造工程と同一の工程で再使用される損紙の定義等